

電気契約種別規程（低圧）

＜道内都市ガス事業者のガスをご利用のお客さま向け＞

2018年12月1日実施

北海道ガス株式会社

内容

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 適用 | 1 |
| 2. 契約規程の変更 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 電気契約種別の決定 | 1 |
| 5. 電気契約種別及び料金表 | 1 |
| 6. 協議事項 | 5 |
| 付則 | 5 |
| 契約規程の実施期日 | 5 |
| 別表 | 6 |
| 別表1 契約負荷設備の総容量の算定 | 7 |
| 別表2 負荷設備の入力換算容量 | 7 |
| 別表3 契約容量及び契約電力の算定方法 | 10 |
| 別表4 加重平均力率の算定 | 11 |
| 別表5 進相用コンデンサ取付容量基準 | 11 |

1. 適用

この電気契約種別規程<道内ガス事業者のガスをご利用のお客さま向け>（以下「契約規程」といいます。）は北海道ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、次の条件を満たすお客さまに対して電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

電力約款の9（需要場所）において、道内都市ガス事業者のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは道内都市ガス事業者のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っている。

なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。

2. 契約規程の変更

当社がこの契約規程の変更を必要と判断した場合、この契約規程を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規程によります。なお、契約規程の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規程においても同様の定義で使用します。

4. 電気契約種別の決定

電力約款に基づきお客さまと当社が電力需給契約を締結する際には、5（電気契約種別及び料金表）のⅠからⅢに記載の契約種別のうち、いずれの契約種別を適用するかあらかじめ定めるものといたします。

5. 電気契約種別及び料金表

I. 従量電灯Bメイト

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合に

は、交流単相２線式標準電圧２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペア又は６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりといたします。

| | |
|------------|-----------|
| 契約電流１０アンペア | ３３４.８０円 |
| 契約電流１５アンペア | ５０２.２０円 |
| 契約電流２０アンペア | ６６９.６０円 |
| 契約電流３０アンペア | １,００４.４０円 |
| 契約電流４０アンペア | １,３３９.２０円 |
| 契約電流５０アンペア | １,６７４.００円 |
| 契約電流６０アンペア | ２,００８.８０円 |

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|--|--------|
| 最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき | ２２.８３円 |
| １２０キロワット時を超え２８０キロワット時までの １キロワット時につき | ２８.８２円 |
| ２８０キロワット時を超える１キロワット時につき | ３２.３６円 |

II. 従量電灯Ｃメイト

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアをこえる部分につき | 65パーセント |

- ② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

| | |
|-------------------|---------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 334.80円 |
|-------------------|---------|

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------------------------------|--------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 22.83円 |
| 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | 28.23円 |
| 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | 31.03円 |

III. 低圧電力メイト

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次のa)の係数を乗じて得た値の合計にb)の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、b)の係数を乗じないものいたします。

a) 契約負荷設備のうち

| | | |
|------------|--------------|----------|
| 最大の入力のものから | 最初の2台の入力につき | 100パーセント |
| | 次の2台の入力につき | 95パーセント |
| | 上記以外のもの入力につき | 90パーセント |

b) a)によって得た値の合計のうち

| | |
|------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき | 90パーセント |
| 次の30キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

- ② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,010.88円 |
|---------------|-----------|

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 19.43円 |
|------------|--------|

③ 力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により

加重平均して得た値が、85パーセントを上回る場合（(4)②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表5（進相用コンデンサー取付容量基準）の基準に適合した容量の進相コンデンサーが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、時報用又は警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

6. 協議事項

契約規程に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めます。

付則

契約規程の実施期日

この契約規程は、2018年12月1日から実施いたします。

別表

別表1 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a) 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院及びこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

b) a) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

③ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表2 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

① けい光灯

| | 換 算 容 量 | |
|------|------------------------------|------------------------------|
| | 入力(ボルトアンペア) | 入力(ワット) |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント | |

② ネオン管灯

| 2次電圧 (ボルト) | 換 算 容 量 | | |
|---------------|-------------|------|---------|
| | 入力(ボルトアンペア) | | 入力(ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 3,000 | 30 | 80 | 30 |
| 6,000 | 60 | 150 | 60 |
| 9,000 | 100 | 220 | 100 |
| 12,000 | 140 | 300 | 140 |

| | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 15,000 | 180 | 350 | 180 |
|--------|-----|-----|-----|

③ スリムラインランプ

| 管の長さ(ミリメートル) | 換 算 容 量 | |
|--------------|-------------|---------|
| | 入力(ボルトアンペア) | 入力(ワット) |
| 999 以下 | 40 | 40 |
| 1,149 " | 60 | 60 |
| 1,556 " | 70 | 70 |
| 1,759 " | 80 | 80 |
| 2,368 " | 100 | 100 |

④ 水銀灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|-------------|-------------|-------|---------|
| | 入力(ボルトアンペア) | | 入力(ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 40 以下 | 60 | 130 | 50 |
| 60 " | 80 | 170 | 70 |
| 80 " | 100 | 190 | 90 |
| 100 " | 150 | 200 | 130 |
| 125 " | 160 | 290 | 145 |
| 200 " | 250 | 400 | 230 |
| 250 " | 300 | 500 | 270 |
| 300 " | 350 | 550 | 325 |
| 400 " | 500 | 750 | 435 |
| 700 " | 800 | 1,200 | 735 |
| 1,000 " | 1,200 | 1,750 | 1,005 |

(2) 誘導電動機

① 単相誘導電動機

a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

b) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|-------------|-------------|------|----------|
| | 入力(ボルトアンペア) | | 入力(ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 35 以下 | — | 160 | 出力(ワット)× |

| | | | |
|-------|-------|-------|-------------|
| 45 " | — | 180 | 133.0 パーセント |
| 65 " | — | 230 | |
| 100 " | 250 | 350 | |
| 200 " | 400 | 550 | |
| 400 " | 600 | 850 | |
| 550 " | 900 | 1,200 | |
| 750 " | 1,000 | 1,400 | |

② 3相誘導電動機

| |
|-------------------------|
| 換算容量(入力 [キロワット]) |
| 出力(馬力) × 93.3 パーセント |
| 出力(キロワット) × 125.0 パーセント |

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別 (携帯型及び移動型を含みます。) | 最高定格 管電圧 (キロボルトピーク) | 管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア) | 換算容量(入力) (キロルトアンペア) |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 治療用装置 | | | 定格1次最大入力(キロルトアンペア)の値といたします。 |
| 診察用装置 | 95キロボルトピーク以下 | 20ミリアンペア以下 | 1 |
| | | 20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下 | 1.5 |
| | | 30 " 50 " | 2 |
| | | 50 " 100 " | 3 |
| | | 100 " 200 " | 4 |
| | | 200 " 300 " | 5 |
| | | 300 " 500 " | 7.5 |
| | 500 " 1,000 " | 10 | |
| | 95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下 | 200ミリアンペア以下 | 5 |
| | | 200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下 | 6 |
| | | 300 " 500 " | 8 |
| 500 " 1,000 " | | 13.5 | |
| 100キロボルトピーク超過 | 500ミリアンペア以下 | 9.5 | |

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|-------------------------|------|
| | 125キロボルトピーク以下 | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 16 |
| | 125キロボルトピーク超過 | 500リアンペア以下 | 11 |
| | 150キロボルトピーク以下 | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 19.5 |
| 蓄電器放電式 診察用装置 | コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下 | | 1 |
| | 0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド // | | 2 |
| | 1.5 マイクロファラッド // 3マイクロファラッド // | | 3 |

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- ① 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$
- ② ①以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キロボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

- ① (1)、(2)、(3) 及び (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表3 契約容量及び契約電力の算定方法

5 (電気契約種別及び料金表) の契約容量又は契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

別表4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90 \text{ パーセント} \times (\text{力率 90 パーセントの機器総容量}) + 80 \text{ パーセント} \times (\text{力率 80 パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

別表5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

① けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によりま
す。

| 使用電圧 (ボルト) | 管灯の定格消費電力 (ワット) | コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド) |
|---------------|--------------------|--------------------------|
| 100 | 10 | 4.5 |
| | 15 | 5.5 |
| | 20 | 9 |
| | 30 | 11 |
| | 40 | 17 |
| | 60 | 21 |
| | 80 | 30 |
| 200 | 100 | 36 |
| | 40 | 4.5 |
| | 60 | 5.5 |
| | 80 | 7 |
| | 100 | 9 |

② ネオン管灯 (1次電圧 100 ボルトの場合といたします。)

| 変圧器 2 次電圧 (ボルト) | 変圧器容量 (ボルトアンペア) | コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド) |
|--------------------|--------------------|--------------------------|
| 3,000 | 80 | 30 |

| | | |
|--------|-----|-----|
| 6,000 | 100 | 50 |
| 9,000 | 200 | 75 |
| 12,000 | 300 | 100 |
| 15,000 | 350 | 150 |

③水銀灯

| 出 力 (ワット) | コンデンサ取付容量(マイクロファラッド) | |
|--------------|----------------------|---------|
| | 100 ボルト | 200 ボルト |
| 50 以下 | 30 | 7 |
| 100 " | 50 | 9 |
| 250 " | 75 | 15 |
| 300 " | 100 | 20 |
| 400 " | 150 | 30 |
| 700 " | 250 | 50 |
| 1,000 " | 300 | 75 |

(2) 誘導電動機

① 個々にコンデンサを取り付ける場合

a) 単相誘導電動機

| 電 動 機 定格出力 | 馬 力 | 1/8 | 1/4 | 1/2 | 1 |
|------------------------------|-----------------|-------|-----|-----|-----|
| | | キロワット | 0.1 | 0.2 | 0.4 |
| コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド) | 使用電圧 100 ボルト | 50 | 75 | 75 | 100 |
| | 使用電圧 200 ボルト | 20 | 20 | 30 | 40 |

b) 3相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

| 電 動 機 定格出力 | 馬 力 | 1/4 | 1/2 | 1 | 2 | 3 | 5 | 7.5 | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 |
|--------------------------|-----|-------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| | | キロワット | 0.2 | 0.4 | 0.75 | 1.5 | 2.2 | 3.7 | 5.5 | 7.5 | 11 | 15 | 18.5 | 22 | 30 |
| コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド) | | 15 | 20 | 30 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 | 250 | 300 | 400 | 500 | 600 |

② 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場

合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

① 交流アーク溶接機

| | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---------|---------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------|
| 溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア) | 3 以上 | 5 以上 | 7.5 以上 | 10 以上 | 15 以上 | 20 以上 | 25 以上 | 30 以上 | 35 以上 | 40 以上 | 45以上 50未満 |
| コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド) | 100 | 150 | 200 | 250 | 300 | 400 | 500 | 600 | 700 | 800 | 900 |

② 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2) 及び (3) によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。